

広島県告示第九百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十一月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

勝田吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市吉田町多治比字瀬戸三三五三番一 地先から 安芸高田市吉田町多治比字川原三〇八一番一 地先まで		七・〇〇〇 一・四〇〇	一、二四二・ 八〇		
		一〇・〇〇〇 二二・六〇〇	一、二四二・ 八〇		拡幅